

第2章 台湾における行政文書史料の状況

川島 真

目次

第1節 档案史料の公開状況

第2節 档案をめぐる制度・行政

第3節 政治・行政研究における文書へのアプローチ上の問題点と課題

第4節 資料

第1節 档案史料の公開状況

台湾の档案公開状況については、筆者自身もこれまで紹介文を執筆し、また『アジア研 ワールド・トレンド』などの雑誌には随時史料紹介文が掲載されてきた¹。このように台湾の「档案」事情について随時档案紹介が公刊されることには理由がある。その理由としては、台湾では民主主義が定着しているものの、「歴史」や過去の記録が現在の政治に深く関わっているがために、档案をめぐる状況と政治が直結するということがある。档案のありかたに政治や社会状況が反映し、日々刻々と状況が変わっているのである。たとえば、蒋介石の時代のタブーを公開すること、国民党の台湾統治の記録を公開することこそ、民主化した証として位置づけられる。特に中華民国が「台湾化」する中で、たとえば中華民国の大陸時代のタブーに関わっていた档案が大量に公開されたりすることになった。また、228事件関連の档案が集中的に公開されたことも、政治状況を背景とする。档案をめぐるありかた、そして档案行政には、台湾政治がそのまま反映しているといっても過言ではなかろう。

ここでは、まず、各档案館における档案の所蔵公開状況について簡単に整理しておきたい。台湾内部でも、国史館、中央研究院近代史研究所档案館、中国国民党党史館などのほかに、昨今は档案管理局も加わり、状況が複雑化しているし、刻々と各档案館の状況は変化している。無論、「数位化（デジタル情報化）」計画など、全（公的）档案館共通の課題もあるのだが、各档案館が独自に方向性を定めている状況の中で、利用者としてもその状

¹ 以下、拙稿「中華民国国史館所蔵档案の概観」（『近きにありて』25号、1994年5月）、「中華民国外交档案保存・公開の現状」（『近現代東北アジア地域史研究会 NEWS LETTER』第6号、1994年12月）、「台湾における新公開档案：1920-40年代国民政府・国民党档案を中心に」（『中国研究月報』50-4、1996年4月）、「"新公開"された戦前・戦後台湾行政文書および党務文書」（『アジア経済』38巻1号、1997年1月）、「台湾における史料公開状況：外交部档案資訊処・国防部史政局を中心に」（『近代中国研究彙報』19号、1997年3月）、「東アジア最先端の台湾の档案（文書）行政」（『アジア遊学』48号、2003年2月）、「加速する台湾における文書公開—中国外交档案の保存公開に関する現況とともに」（『Intelligence』3号、2003年10月）、（井村哲郎と共著）「中国における档案館・档案事情」（『アジア研 ワールド・トレンド』114号、2005年3月）などを参照。

況把握に努めることが求められている。

台湾の档案は、大きく分けて三つの部分からなる。第一は、蒋介石政権が台湾に移る際に持ち込んだ中国関連の档案である。蒋介石政権が档案を持ち込んだため、台湾は中国史研究のための档案の宝庫となったが、档案のすべてを運び込んだわけではないため、清代から近代中国関連の档案は中国と台湾に分散することになった。第二は、日本が敗戦によって残した台湾総督府、地方政府、司法機関の档案などである。これは「帝国」としての日本を研究するのに必須とされる史料だとされている。第三は、1945年以後（あるいは蒋介石政権が台湾に移った1949年以後）の档案である。現在、台湾にある中華民国の行政文書という場合には、この第三部分を指すのかもしれない。いずれにしても、この三者が重なりあうかたちになったため、台湾の档案状況は多様で複雑な状況になった。

次にこうした档案を保存する機関についてみよう。台湾にはもともと歴史研究機関に档案保存・管理・公開機能が付与されていた。その代表が国史編纂機関である国史館および中華民国アカデミーである中央研究院の近代史研究所档案館だろう。両者はともに總統府に直属する機関である。これらの機関が重要であるのは、蒋介石政権が大陸に在った時代の史料を多く保存している、ということだけを理由とするのではない。これらの機関は、上記の档案の分類であれば第三の部分、すなわち1949年以後の档案も保存、整理、公開していたのである。国史館には、陸続と中央、および地方機関の1949年以後の档案が運び込まれていたし、中央研究院には戦後台湾の経済発展と政府の関係を示すと思われる經濟部の档案が移管されていた。

政府機関ではないが、中国国民党党史館も重要だ。ここには戦後の台湾史に関する多くの档案がある。事実上の一党独裁であった台湾では、国民党の档案が決定的に重要である。このほか、より古い清代の中国に関する档案は、故宫博物院や中央研究院歴史語言研究所に档案が所蔵されている。このほか、外交部や教育部など各部局にそれぞれ档案資訊処や档案保存庫があり、国防部には史政局があつて、手続を踏めば档案を閲覧することが可能となっている。以下、主要档案館を中心に、その概況についてまとめてみたい。

（1）中央研究院近代史研究所档案館 (<http://archives.sinica.edu.tw/>)

台湾の總統府に直属する中央研究院の近代史研究所には档案館が設けられている。ここは日本人研究者に最もなじみ深い档案館であるが、注意すべきことはこの档案館の所蔵档案が刻々と変化しているということである。近代史研究所档案館は、基本的に清朝の總理衙門および外務部、中華民国北京政府の外交档案、また民国期から現在にいたる経済関連档案を所蔵していることで知られている。だが、①昨今は台湾の戦後経済発展を中心にした所蔵を増やす方向にあり、②規模の面で他档案館と差がつきつつあることもあり、積極的に档案を受け入れ、③蓄積されてきた台湾第1級の技術を他档案館に提供するなど「合作」を積極的におこない、④「数位化」など国家規模の計画に応じて急速にデジタル化を進めている状況にある。

この档案馆の所蔵档案を少し詳しく見よう。外交档案は19世紀末から20世紀初頭のものが中心で、戦後部分はない。経済档案については、清末の商部・農工商部から民国期の工商部、農商部、全国水利局、内部部档案、国民政府の導准委員会、全国經濟委員会、建設委員会、実業部)、資源委員会、經濟部、農林部档案などがある。戦後については一層所蔵档案が豊富だが、中華民國政府が大陸にあった時代の档案として、水利部(1947-1948年)、行政部水利委員会(1947-1948年)などがある。だが、分量から見た所蔵档案の中心は中華民國政府が台湾に移ってからの経済档案である。經安会(261卷、1953-1958年)、美援会(83卷、1952-1954年)などである。ここには、日本からの賠償取得に関する日賠会(394卷、1942-1953年)が含まれる。このほか、戦後台湾における企業関連档案が大量に所蔵されている。台糖(261卷)、台電(186卷)などがある。これらは企業内部に蓄積された档案ではなく、經濟部に残されていた企業関連部分の档案である。このほか、商標專利訴願卷(3620宗、1970年代-1980年代)や經濟部の各部局の档案が数千卷ある。

また、未整理だが、台北駐日經濟文化代表处經濟組档案(120卷、1990-1994年)、駐韓国代表处經濟組档案(231卷26冊、1967-1991年)、駐德国代表处經濟組(85卷、1978-1983年)、台電公司(各处室、1000余箱、1940-1970年代)などの注目すべき档案が続々と整理中である。これらはいずれも戦後台湾の経済、対外関係を研究するのに必須の档案だといえよう。

外交档案、経済档案のほか、個人・団体からの寄贈档案が昨今最も増加してきているものとして注目に値する。戦後経済再建に深くかかわった李国鼎(1916-2001年)档案をはじめ、雷震・傅正(1948-1991年)档案(家書など未公開のもの含む)、徐永昌(1916-1959年)、朱家驊(1925-1969年)、王世杰(1933-1992年)、錢思亮(1951-1983年)などの個人档案がある。公開状況は、<http://archives.sinica.edu.tw/main/person.html> を参照願いたい。

このほか、二二八事件相關資料(1929-1989年)には事件関連の新聞の切り抜き、公文類、報告類、南京第二歴史档案馆所蔵の档案の複写物、駐英大使館档案(1932-1963年、165冊)などがある。今後公開予定のものとしては、中華教育文化基金会(1926-1979年)、中美科学委員会(1949-1996年)などがある。このほかには中央研究院自身の档案である院史档案も重要である(現在はマイクロで公開)。

また、前述の「数位化(デジタル化)」計画も遂行され、近代外交經濟重要档案(進行中)、戦後台湾經濟重要档案(完成・公開)、実業部、經濟部商業司档案(完成・公開)、台湾總督府專売局档案(中央研究院台史所・社科所・国史館台湾文献館などと協力)、李国鼎先生多媒体(マルチメディア)資料庫(中央研究院計算中心と協力、進行中)などが形成され、昨今は档案の一部を無料でウェブ上で公開し始めている。これは、アジア歴史資料センターに刺激されてのものと思われる。

(2) 国史館 (<http://www.drn.gov.tw/>)

国史館は、総統府直属の「国史」編纂機関として位置付けられ、中華民国政府が台湾に移転した際に運び込んだ档案の大半、および戦後の各官庁および地方政府の档案（經濟部を除く）の受け皿として機能してきた台湾最大級の档案館である。だが、ここは同時に研究機関でもあり、いわゆる国家档案館的な存在とは異なる。かつての大溪档案（蒋介石・蒋経国機要档案）などの重要档案を有し、また台湾総督府文書を有する旧台湾省文献委員会を附属機関（国史館台湾文献館）として傘下におさめ、社会からの注目度も高い。この档案館は、ウェブ上での目録全体の検索などはできないが、それでもホームページ上での検索機能、档案内容の画像による公開状況は年々レベルアップしている。

しかし、国史館は現在岐路に立たされている。後述する国家档案法の施行後、行政院管轄の部局の档案が国史館に移管される路が原則として閉ざされたため、運営方法の変換を迫られている。総統経験者、また総統府、あるいは企業、個人などに档案収集の方向性を変えつつある。また、総統経験者の档案を現在の総統府付近にできる建物に移転することも計画されている。

以下、所蔵档案の内容を示す。まず、国民政府档案（1925年7月から1949年6月に至る档案16942巻）、国民大会档案（1938年から1960年に至る档案405巻）、行政院档案（1929年から1974年に至る档案16962巻）、司法院档案（1928年から1979年に至る档案3528巻）、考試院档案（1927年から1971年に至る档案1888巻）など。次に中央政府の各部档案。行政院に属する各部の档案がこの档案館の主要史料である。現在の「中華民国」は、1928年の南京国民政府以来、連続しているということになっているので、1945年や1949年という時代の境目に関わり無く、档案はひとつの連なりとして公開される。

昨今、注目が集まっているのが、総統・副総統関係者の档案である。無論、蒋中正総統档案が関心の中心である。この档案の目録は前述のように既にCDで公刊されているが、活字媒体でも朱文原主編『蒋介石総統档案目録』（第1冊・第2冊）（国史館、1998年）として公刊されている。現在のところ原則的に1949年までを公開しているが、テーマを限定するなどすれば、戦後部分や蒋経国档案を閲覧することもできる。档案は、蒋公籌筆（蒋介石が親から記した書簡、電報、諭令など）、革命文献、特交文卷、特交文電、特交档案、領袖家書、文物図書、蒋氏宗譜などに分類されている。検索は決して楽ではなく、特に年代を確定して閲覧しなければならない面がある。

この蒋介石档案のほかにも閻錫山档案もあり注目に値する。なお、元来国民党党史委員会所蔵であった中華民国の大陸時代、台湾時代双方の新聞、雑誌類が大量に国史館に運び込まれたことを特記しておきたい。ほとんど利用されていない地方新聞や雑誌がここに含まれている。だが、これらは南投県中興新村にある国史館台湾文献館に移管されている。

（３）国民党党史館（http://www.kmt.org.tw/category_1/category1_1_1_1.asp）

中国国民党党史館は、国民党（<http://www.kmt.org.tw/>）が設置したアーカイブ。国家機関ではないので、国家档案法の適用を受けない。国民党本部の移転に伴い、一度閉鎖されたが、昨今再び開館した。档案は国民党の档案で、国民党本部があった地点に応じて分類される。档案としては、国防最高委員会档案、中央政治委員会档案などは必見である。張群の個人档案などもここにある。

国民党は３０年原則を適用することになっているものの、経費の問題などから戦後の档案を「陽明書屋」（台北北郊にあるかつての蒋介石の別荘、現在は内政部を經由して台北市政府の管理下）に残しており、１９４９年以後の档案の公開には限界がある。

他方、党史委員会の予算難は深刻である。国家によるデジタル化計画にも、「民間機関」であるために予算措置がなされない。

なお、党史館はスタンフォード大学と積極的な交流計画を結び、档案のデジタル化などを進めようとしている。蒋一族から『蒋介石日記』がスタンフォードに移管され、日中戦争以前まで公開されたことなども考慮に入れると、国民党系とスタンフォード大学との関係の深さをうかがわせる。

（４）国家档案管理局と各部档案館開設の動き

国家档案管理局（<http://www.archives.gov.tw/internet/>）は、国家档案法施行後、台湾の档案状況に大きな変化と衝撃をもたらした。国家档案法に基づいて、政府の各部局は所蔵する档案のリストを国家档案管理局に提出し、また档案を廃棄する場合にもこの档案管理局の許可をとらねばならない。

档案管理局は、本来は档案を各部局から移管され、档案を保存、管理、公開することが期待されている。だが、与えられたスペースはそうしたことに耐えられるものではない。そこで、国家档案管理局は、２２８事件、美麗島事件、９２１大地震などの大きな案件に関してのみ、档案を各部局から収集、保存、公開することとしている。

だが、従来、档案を国史館や中央研究院近代史研究所档案館に移管してきた政府機関は、国家档案法によってそれができなくなり、また国家档案管理局が档案受入をおこなわないために、自ら档案を公開したり、公刊したりする動きを見せ始めている。教育部は、徐州路にて档案公開を開始（中華民國９３年１２月８日教育部台總字第 0930160562 號令發布、http://www.edu.tw/EDU_WEB/EDU_MGT/GENERAL/EDU1860001/950308.doc）、また外交部は外交部内あるいは木柵の档案庫で閲覧を認めているし、一部の档案については自ら編集、出版することとしている。こうした動きは、国家档案法、国家档案管理局という一連の動きの中で現れた新たな動向である。

他方、各機関と国家档案局との間で、「廃棄」扱いとすることを決定した档案について、それを国史館や中央研究院に移管したり、あるいは各機関と档案管理局が档案の取り扱いを決定する前に、档案を国史館などに「仮置き」するなどの方法で、档案を従来どおり国

史館や中央研究院に移管する方法も模索され始めているが、依然、今後の情勢は不明である。また、地方政府の档案は、档案管理局からの管理を受けるわけではなく、地方レベルでもこうした档案の整理、保存、公開が議論され、宜蘭などの成功例もあるが、まだ一部に過ぎない。

(5) そのほか

このほか、軍事関係として国防部史政編訳局の閲覧室があり、中国共産党関係については、法務部調査局資料室がある²。

第2節 档案をめぐる制度・行政

1970年代まで、台湾における档案は、中華民国、あるいは国民党政権、蒋介石・蒋経国父子の正当性を支えるひとつの根源であった。従って、それらは政府や党の管理下に置かれ、国民党系の研究者とて決して自由に使用できるわけではなかった。特に蒋介石や蒋経国関連の档案は「機密」であった。だが、台湾の政治状況が大きく変化した80年代後半以降、政治的な多元化とともに、「民主化」と「台湾化」が進行、それが大きく档案行政にも影響を与えることとなった。「民主化」は、市民の権利の観点から档案の公開に結びついていき、また「台湾化」は中華民国の「在台湾」化であり、国史としての中国史が相対化され、台湾史が注目され、これまで機密とされてきた档案が一斉に公開されることとなった。歴史の「過去」「タブー」が大きく変化したのである。また、90年代後半には、档案公開に関するルールづくり、すなわち「国家档案法」制定および档案管理機関の設立要請が高まり、99年に制定、公布、2001年に施行され、档案管理局が設置された。そして、近年は国家規模で档案の「数位化」（デジタル化）が進められている。

台湾は、その国際的な立場の問題から、ICA（国際文書館評議会）などには加盟できないのだが、その档案行政、実際の管理、保存・公開のありかたなどは、東アジアで注目すべき成果を挙げているのである。アーキビスト養成についても、国立政治大学に専門過程を設け³、そこで研修もおこなわれ、高等文官試験にも、人数や採用年度が相当に限定的であるが、アーキビストの枠が確保されたのであった。

台湾の档案行政を見る上でもう一つ重要なのは、台湾社会における「歴史重視」の傾向である。そのため歴史史料としての档案に対する関心も高く、それを無下に廃棄したり、私物化して管理することなどへの批判が強い。これは単にどこかで貴重な档案が発見されたなどということがニュースになるということではなくて、档案管理のありかた、档案行

² 法務部調査局については、三品英憲「台湾・法務部調査局資料室紹介」（『近きに在りて—近現代中国をめぐる討論のひろば—』42号、2002年12月）を参照。

³ 国立政治大学には「図書資訊学研究所」に「档案學組」が1996年に設けられ、毎年15名程度の修士号を有する卒業生を輩出している。また、昨今は档案法の施行を受けて官庁の職員を対象とした「档案管理專業人員進修学士学分班」が档案管理局との協力の下に設けられている。

政のありかたそれじたいが新聞の一面を飾るということを意味している。だからこそ、台湾では「市民の権利」として檔案の管理、公開を求めていくという方向性だけでなく、歴史史料としての檔案を保存し、公開するということもあわせておこなわれたのであった⁴。これは日本とは大きく異なる点である。

(1) 国家檔案法

1999年12月15日に公布された国家檔案法は注目すべきものである。檔案には、国家檔案と機關檔案があり、永久保存とされる国家檔案を檔案管理局が、またそれ以外の機關檔案をそれぞれの官庁が管理する（第一章第二条）。日本同様、この区別をするのは官庁側であり、檔案管理局や第三者が保存のあり方を分類するわけではない。台湾では機關檔案の保存年限については檔案管理局が原案を作成し、行政院の許可を経て実施されることになっている（第二章第十二条）。各官庁は檔案管理のための部局、あるいは人員を指定し、事業計画を策定し予算を計上しなければならない（第一章第四条）。そして、各官庁は国家檔案、機關檔案をどのように分類したか国家一律の方法により目録を作成し、檔案管理局に提出、前述のように年限は行政院が最終決定をおこなう。また廃棄に際しては、日本と異なり各官庁で自由に廃棄できない。各官庁は、檔案廃棄に際して、その廃棄計画と廃棄する檔案の目録を檔案管理局に提出し、その審査・許可を得てはじめて廃棄できる。機關檔案であれ、具体的な廃棄方法は檔案管理局側が原案を作成し、行政院が決定することになっている（第二章第十二条）。各部局に廃棄権を与えない檔案法、そして着実にこなわれている人材養成、歴史史料としての檔案保存の観点、いずれも、注目に値する檔案行政のありかただろう。しかし、前述のように、国史館との関係、スペースの問題など多くの問題が残され、国家檔案法、檔案管理局の出現が、逆に混乱を招いているという指摘もある⁵。他方、檔案管理局が今後国家檔案のすべてを自らの管理下におくこととし、国史館、故宫博物院、中央研究院近代史研究所檔案館など既存の檔案館を「檔案管理局の管理下にある檔案の利用者」と位置付けたため、既存の檔案館との間での問題が顕在化している面もある⁶。

⁴ 新設された国家檔案局の諮問委員などに多くの歴史研究者が加わったこともこうしたことのあらわれであった。

⁵ 筆者は2002年12月26日に、檔案管理局の陳士伯局長らにインタビューをおこなった。「台湾檔案管理局局長へのインタビュー記録」(<http://www.juris.hokudai.ac.jp/~shin/>)を参照。また、2005年11月にも陳局長らにインタビューをおこなった。

⁶ 国家檔案局は行政院研究發展考核委員会に属している。行政院が一等機關、研究發展考核委員会が二等機關であるから、国家檔案局は所謂「三等機關」ということになる。しかし、外交部など行政院に属する各部は二等機關、總統府直属の国史館や中央研究院は一等機關である。三等機關が二等機關である官庁に檔案管理のありかたを命じ、国史館などの一等機關と檔案所蔵について調整をしていくことに不安を指摘する向きもある。また、現政権の存続如何によってはその方向性が大きく変わる可能性があるという指摘もある。だが、国家檔案局側は各部局や既存の檔案館との調整は上部機關である行政院をつうじておこなうとしており、また政権の交代については既に国家として方針を決定しているのだから問題無いとしていた(上記インタビ

（２）档案デジタル化計画

国家レベルで進められている台湾の档案数位化（デジタル化）計画は、具体的には各档案馆で個別に（競争的に）推進されている。計画全体は「数位典藏国家型科技計画（National Digital Archives Program）」（２００２年１月１日に正式成立）の下に進められている（<http://www.ndap.org.tw/Introduction/index.shtml>）。これは、行政院国家科学委員会の「数位博物館計画」、「国家典藏数位化計画」、「国家数位図書館合作計画」という三つの計画を引き継ぐものである。また档案方面では、「推動全国档案資訊化計画（２００１年至２００４年度）」（行政院中華民國九十年七月十一日 台九十秘字第〇四一四二三號）http://www.archives.gov.tw/NAIInter/n02/n02_5_003.htm にあるように計画が具体化されており、これはさらに「全国档案資訊系統計畫（２００３年至２００６年度）」（行政院中華民國九十二年二月六日 院臺經字第〇九二〇〇〇五七六三號）となって、先の計画によりデジタル化された档案を連携されたシステムの上に載せて一括して利用できるようにしようとしている（http://www.archives.gov.tw/NAIInter/n02/n02_5_003.htm）。中央研究院近代史研究所では、すでにウェブ上での公開に踏み切っている。

各档案馆で個別に進められている計画については以下を参照願いたい。

①国史館数位典藏計画簡介

<http://210.241.75.210:8080/DAP/chinese/intro/intro.jsp>

②中央研究院歴史語言研究所数位典藏

<http://www.sinica.edu.tw/info/ihp1998/home.htm>

③国史館台湾文献館一典藏史料数位化計画簡介

<http://www.th.gov.tw/digital.php>

④台湾台湾文献文物典藏数位化計画一淡新档案

<http://libftp.lib.ntu.edu.tw/project/databasel/index.htm>

⑤台湾大学台湾文献文物典藏数位化計画一岸裡大社文書

<http://libftp.lib.ntu.edu.tw/project/database2/index.htm>

⑥台湾台湾文献文物典藏数位化計画一伊能嘉矩与台湾研究

<http://libftp.lib.ntu.edu.tw/project/database3/index.htm>

⑦台湾老照片

<http://www.sinica.edu.tw/photo/>

⑧故宮清代档案数位典藏子計画

<http://www.npm.gov.tw/dl/plan04/index.htm>

⑨档案管理局二二八事件档案資訊網

<http://www.archives.gov.tw/228/>

ユー）。

⑩中央研究院近代史研究所檔案館外交經濟重要檔案數位典藏計畫

<http://dipeco.sinica.edu.tw/>

など。

(3)「電子政府」化の進行

近年、台湾の中央、地方政府では電子政府化が急速に進行している。台北市のウェブサイト (<http://www.taipei.gov.tw/>) に入った場合、そこでは『政府公報』だけでなく、統計類、年鑑類、現行法規など多くをダウンロードすることができる。これは議会においても同様である。これは、行政院以下の各部局においても同様である。現状分析にはこういったデータを利用することが不可欠になってきている。

第3節 政治・行政研究における文書へのアプローチ上の問題点と課題

台湾の檔案館の場合、事前に申請が必要なのは、国防部や外交部程度で、国史館や中央研究院などにおいては、そうした手続きは一切不要である。従って、台湾では中国での問題点や課題は共有されていない。

しかし、台湾特有の問題もある。第一に、本稿でも繰り返し述べてきた、状況の流動性である。これは政治の流動性と密接に結びつく問題である。国家檔案法は施行されているものの、その解釈については依然定まっていない。国家檔案管理局の出現は、台湾の檔案をめぐる状況をいっそう流動化させたとする見解もあるほどである。

第二に、檔案の分散という問題がある。檔案が一元的に管理されていないために、何がどこに保存され、公開されているのかを把握するのが難しいということがある。檔案管理局が横断検索を可能にすべく努力しているが、それは各機関が現用文書として所蔵しているものの目録であったりするなど、「公開」という観点から見ると、まだ不便な点も残る。それだけに、次の第四節に示すような機関別の所蔵状況を知る作業が求められるのである。

第三に、これは日本がかつて宗主国であったことに由来する問題である。台湾では日本統治時代の文書がそのまま戦後も利用され、戦後の文書として国史館などで公開されているケースがある。こうした文書の利用については、戦前期の日本語文書を利用するのと同様の配慮が求められることになろう。

第4節 資料